

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和 8 年 5 月 2 9 日

○出席委員（6名）

委員長	世古安秀
委員	世古雅人
委員	濱口正久

副委員長	坂倉広子
委員	山本欽久
委員	木下順一

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・奥村総務課長
- ・北村財政課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	佐々木真紀
議事総務係書記	岡村なぎさ

次長兼 議事総務係長	大田篤史
---------------	------

(午前10時01分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を再開いたします。

それでは協議事項に入ります。協議事項の順番を入れ替えて行います。2から始めます。

まず、令和8年6月3日から6月22日に予定されている会議についてに入ります。

令和8年6月会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○奥村総務課長 総務課、奥村です。各種調整が円滑に進むように取り組んで参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和8年6月会議に提出させていただく議案についてご説明いたします。

提出議案一覧をご覧ください。

今回6月3日に提出いたします案件は、予算議案が4件、条例議案が2件、その他の議案が3件の9件に加えまして、報告議案2件となります。

うち、申し訳ございませんが、この後ご説明いたします即日の表決をお願いしたい案件が2件ございまして、議案第1号の予算議案と議案第7号の財産の取得議案となります。

その後、追加議案といたしまして旧閉会日の6月22日会議におきまして、議案第1号をお認めいただけました際に提出を予定しております財産の取得議案と人事案件の議案、選挙としまして選挙管理委員並びに同補充員の選挙についてを提出予定でございます。

では、先ほど申し上げました即日表決をお願いする関係から先にご説明いたします。

議案第1号、令和8年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）と、6月22日に追加予定をしております議案第10号、財産の取得はセットとなります。

それでは、令和8年度一般会計補正予算（第2号）の概要1ページをご覧くださいと思います。

補正予算の規模のところを読ませていただきますが、令和8年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、中之郷物揚げ場に安全対策としてリースにより設置をしております敷き鉄板を購入するための費用となります。港湾施設整備事業の1事業の予算で1,971万円を増額し、補正後の予算額は154億9,771万円となります。

概要の4ページをお願いいたします。

説明としましては先ほどと同様でございます。主な経費のところとなります。備品購入費として敷き鉄板購入費が2,233万2,000円、使用料としましてリース料を262万2,000円を減額し、差し引きで先ほどの予算額となります。

こちら今年度に入ってからリース業者との意見交換の際に、リースが長期化する見込みであれば早々に買い上げてもらったほうが有利となるタイミングに来ているという助言をいただきまして、効率的な予算を執行するために購入は早いほうがよいという判断となっております。

即日表決をお願いする理由ですが、鉄板購入の総額が予定価格2,000万円以上の財産の買い入れとなり

ますことから、こちらも議決案件となりますので、予算議案をお認めいただきましたら仮契約へと進み、財産取得議案として旧閉会日に議案第10号を追加上程させていただきたい、このようなスケジュール上の理由によります。

以上が議案第1号と議案第10号の説明となります。

続きまして、提出議案一覧のほうにお戻りください。

めくっていただきまして、議案第7号、財産の取得につきまして、こちらも即日の表決をお願いするものとなります。

2ページの下のところになります。

こちらも予定価格2,000万円以上の財産の買い入れの案件となりまして、取得財産は当初予算でお認めいただきました消防の高規格救急自動車でございます。

救急車は受注生産となりますことから、近年の各種部材の高騰ですとか、確保の困難さに対応するため、入札はいたしましたけども、少しでも早く本契約をさせていただいたほうがよいという社会情勢となっておりますので、即日の表決をお願いするものでございます。

3ページに移りまして、取得金額は入札の結果、1,705万円、取得の相手先は記載のとおりでございます。

以上が即日表決をお願いする議案、そちらの部分をご説明させていただきました。

続きまして、議案第2号、令和8年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）でございます。

補正予算（第3号）の概要の1ページをご覧ください。

補正予算の規模のところまで読ませていただきます。

令和8年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）は、国際交流事業で250万円、離島振興事業で30万円、地域振興事業で500万円、老人福祉事業で372万3,000円、子育て支援事業で319万3,000円、保育所運営給与等管理費で371万2,000円のほか、農地管理経費で502万8,000円などを計上し、補正後の一般会計予算額は155億3,150万円となります。

また、議案第3号となりますが、特別会計では、定期航路事業で90万円を計上し、補正後の特別会計予算額は69億3,990万円となります。

また、議案第4号になりますけども、水道事業の企業会計におきまして、水道事業で132万8,000円を計上し、補正後の企業会計予算額は21億4,332万8,000円となります。

それでは、個々の事業についてご説明いたしますが、社会情勢で経費が高騰してやむなく増額補正したような事業ですとか、国の決定で実施される調査、システム改修等の事業、また、特別会計への繰出金等の説明は省略をさせていただきます。

それでは、5ページ上段をお願いいたします。

離島振興事業として30万円を計上しております。

説明欄ですが、令和9年度、本市におきまして全国離島交流中学生野球大会を開催することとなったことから、スムーズな大会運営に向けた準備として、8月16日から島根県で開催をされます全国離島交流中学生野球大会の視察を行うための費用を補正させていただきます。

下段をお願いします。

一般コミュニティ事業は500万円を計上しております。

こちら宝くじの収益を基にコミュニティの健全な発展を目的として、一般財団法人自治総合センターが助成を行う事業の採択を受けました。コミュニティ活動に必要な備品の整備に対して補助するための費用を補正するものでございます。

おめくりいただきまして6ページ上段をお願いします。

地域おこし協力隊事業として19万8,000円を計上しております。

空き家対策担当の地域おこし協力隊が、空き家の所有者等や空き家の活用相談をする際に相談スペースがないということで、市内にワークスペースを借り上げ、いつでも相談できる環境を整えることで、効果的な活動となるよう支援するものでございます。

下段をお願いします。

ふるさと鳥羽関係人口創出事業は34万円を計上しております。

日本航空株式会社が出資する関係・つながり共創株式会社の事業、「つながる、二地域暮らし2026」へ参画しまして、二地域居住の検討層へのプロモーションを行い、二地域居住希望者へ航空機を使った移動費補助を実施をさせていただきます。そちらへの参加自治体数は42団体を予定をしております。

続きまして、7ページ下段をお願いします。

老人福祉一般事業として372万3,000円を計上しております。

志摩広域行政組合が運営する特別養護老人ホームともやま苑におきまして、空調設備が限界を迎えておりまして、空調機器の入れ替えを10月から11月に施行するための経費として一般事務組合負担金を補正するものでございます。

当初予定をしておりました5年リースの契約について、世界情勢によりまして長期金利上昇の影響等を受けまして、本年4月に予算を執行した入札において不落となったことから、当該予算を含めて工事請負費及び備品購入費に組み替えて、地方債の活用に伴う財源更正を行うものとなります。

おめくりいただきまして8ページ下段をお願いします。

今から私のほうでご説明させていただく3つの事業は、いずれもみえ子ども・子育て応援総合補助金の採択を受けたものでございます。

まず、8ページ下段、とばっ子カード事業としまして139万3,000円を計上しております。

本市の子育て支援施策を広くPRするため、子育て応援キャラクター「ジュジュ」のぬいぐるみ及び着ぐるみの制作に必要な経費を補正するとともに、当初予算に計上しておりました着ぐるみの修繕料を減額、県補助金採択に伴い財源更正を行います。

9ページ上段をお願いします。

子育て応援事業としまして180万円を計上しております。

子どもの居場所づくり及び市全体の子育て環境の充実を図るため、各事業者が実施するキッズスペースの整備にかかる経費に対し補助金を交付します。

続きまして、10ページの上段をお願いします。

保育所運営事業として３７１万２，０００円を計上しております。

保育所における園舎内外の清掃業務を委託することにより、保育士がより子どもと向き合い、保育に専念できる環境を整備するため、必要な経費を補正するものでございます。

続きまして、１２ページをお願いします。

こちら上段、下段が関連しておりますので一括で説明させていただきます。

上段の農業基盤整備事業は、２６５万８，０００円を計上しております。

下段の加茂川井堰等農事用水路管理業務で、緊急対応が必要となりました大井井堰の仮設ポンプの設置や松尾井堰の追加ポンプ設置工事を予算の流用により執行しましたので、不足額が生じた費用を補正いたします。

下段、加茂川井堰等農事用水路管理事業は２３７万円を計上しております。

先ほど、流用で対応しました大井井堰につきましては、仮設ポンプを設置しましたので、そちらを取り替えるための費用を補正するものとなります。

続きまして、１３ページ下段をお願いします。

消防施設整備維持管理経費は、６９万１，０００円を計上しております。

令和８年４月７日に発生した強風により、鳥羽市消防団答志分団第１・３部格納庫が破損をしております、既決予算にて対応しましたので不足が生じる費用を補正いたします。

続きまして、１５ページをお願いします。

こちらは定期航路事業特別会計となりますので、議案第３号の詳細となります。

船員一般経費として９０万円を計上しております。

安楽島団地５号棟を船員住宅として活用を予定していることから、４室分のエアコン設置費用を補正するものとなります。

続きまして、議案第４号の説明をいたします。

令和８年度水道事業会計補正予算（第１号）の概要２ページと、こちらにつきましては議案第８号と関係しておりますので、あわせて議案概要３ページのほうをご覧くださいと思います。

先に議案概要のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

議案第８号、断水に伴う損害賠償の額を定めることにつきましては、令和８年１月１日正午頃、鳥羽市小浜町で宿泊事業を営む者へ給水を行う管路が破損し、断水が発生したことにより損害を与えたため、市はその損害について賠償するにあたり損害賠償の額を定めたく、議会の議決を求めるものとなります。

損害賠償の額は１３２万７，７８７円、相手方は記載のとおりでございまして、議案第４号の今回の補正予算はこの保障をする予算となっております。

それでは、続きまして条例議案のほうに移らせていただきます。

議案概要２ページのほうをお願いいたします。

議案第５号から参ります。

議案第５号は、鳥羽市印鑑条例の一部改正についてでございます。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うものとなります。

続きまして議案第６号、こちらは鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正です。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、葬祭補償額について所要の改正を行うものとなります。

続きまして、議案第7号は先ほど説明させていただきましたので、議案第8号も説明させていただきましたので、3ページの中段、議案第9号をお願いします。

鳥羽市立地適正化計画の策定につきましては、都市再生特別措置法第81条に基づき、持続可能で効率的な都市経営を実現するため、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定等を内容とする立地適正化計画を策定したく、鳥羽市議会基本条例第9条の規定により議会の議決を求めるものとなります。

続きまして、報告案件です。

報告第1号は、令和7年度一般会計予算、報告第2号は、令和7年度水道事業会計におきまして、それぞれ繰越額を調整しましたので報告をするものでございます。

最後に、追加議案を予定しておりますので、その内容についてご説明させていただきます。

1ページの一覧にお戻りください。

6月22日会議提出議案は、冒頭に申し上げました議案第10号、財産取得以外に人事案件としまして、議案第11号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてと、選挙としまして、選挙管理委員会委員並びに同補充員をお願いいたします。

いずれも内容につきましては6月3日、今回は旧開会日に開催の全員協議会でご説明をいたします。

以上、説明となります。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○佐々木事務局長 それでは、私のほうから6月会議の日程についてご説明いたします。

6月会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からも説明のありましたとおり、補正予算議案4件、条例議案2件、その他議案3件、報告案件2件の合計11件でございます。

次に、会議日程及び議案の取り扱いについてですが、ドライブに共有しております令和8年6月会議日程(案)をご覧ください。

6月3日に会議を再開いたします。議事に先立ちまして、諸報告を申し上げます。全国市議会議長会より議員在職15年以上の表彰を受けられました戸上 健議員、木下順一議員の表彰状の伝達を行い、次に、会議録署名議員の指名を行います。

議案第1号及び議案第7号の2件につきましては、即日表決を行うことから、提案者の趣旨説明の後、議案に対する質疑を行い、各常任委員会に付託いたします。

委員会終了後、議場にて、各常任委員長報告、委員長報告に対する質疑討論の後、表決を行います。

次に、議案第2号から議案第6号及び議案第8号から議案第9号、報告第1号から第2号の9件を一括上程し、提案者の趣旨説明及び報告を行っていただきます。

最後に、発議第1号、議会報告会並びに意見交換会への議員派遣についてを上程し、表決を行い、散会となります。

一般質問につきましては、別紙の一般質問通告者一覧表をご覧ください。

通告者は１０人となっていることから、６月９日、１０日の２日間でいい、１日目５人、２日目５人で行いたいと考えております。

続いて、６月１２日に議案に対する質疑を行い、各常任委員会へ付託いたします。

常任委員会の日程につきましては、６月１５日に行政常任委員会、６月１６日に予算決算常任委員会を開催し、審査を行いたいと思います。

６月２２日の会議におきましては、会議録署名議員の指名の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行います。

また、６月３日に即日表決を行う議案第１号及び議案第７号の質疑の締め切りにつきましては、６月１日月曜日の正午とさせていただきます、その他の議案の質疑の締め切りは６月１０日の正午、行政常任委員会におけるその他通告につきましては、６月１２日の正午とさせていただきます。

なお、追加議案の上程等につきましては後ほど説明させていただきます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○世古安秀委員長 よろしいですか。

ないようですので、お諮りいたします。

（「委員長、その前に」の声あり）

○世古安秀委員長 議長。

○河村 孝議長 委員長ありがとうございます。

昨日、総務課長のほうから正副議長に対して議案の説明があった際に、議案第１号と議案第７号の両件について即日表決をお願いしたいということでありました。

それで、私のほうから総務課長にそれぞれの担当課に即日表決を要する説明を委員会の中でしっかりするようにという申し入れをしましたので、もう早速総務課長のほうからそれぞれ担当課のほうへは指示をしていただいてると思いますので、即日表決の件に関してはそれぞれの委員会でしっかり皆さんご審査いただくということで、議運では皆さんその旨を踏まえてご審査いただきたいなと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 議長からの発言がありましたけども、それでは、そのほか何かございませんか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○世古安秀委員長 それでは、ないようですのでお諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱うに賛成の委員は起立を願います。

（起立全員）

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について、事務局長より説明をいたさせます。

事務局長。

○佐々木事務局長 令和8年6月22日月曜日の会議提出議案一覧表（6月15日送致予定）をご覧ください。

6月22日月曜日表決後、議案第1号が可決された場合には、まず、議案第10号の財産の取得についての1件を追加上程し、提案者の趣旨説明を行い、議案に対する質疑、討論の後、行政常任委員会に付託いたします。

委員会終了後、議場にて行政常任委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行います。

続いて、人事案件として議案第11号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを追加上程し、提案者の趣旨説明をいただき、議案に対する質疑の後、表決を行います。

そのあと、選挙第1号として、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う予定をしております。

議案第11号及び選挙第1号の人事案件につきましては、6月3日の本会議終了後に全員協議会を開催し、ご説明させていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○世古安秀委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

（起立全員）

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時28分 再開）

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き議会運営委員会を再開いたします。

続いて、令和7年12月会議において議決された議案第41号の訂正について、財政課長より説明を求めます。

財政課長。

○北村財政課長 おはようございます。財政課の北村です。よろしくお願いします。

本日お時間をいただきまして、事件の訂正についてご説明させていただきます。

お手元に事件の訂正請求書を配布させていただきましたので、ご覧おきください。

こちらちょっと朗読に代えて説明させていただきます。

令和7年11月26日会議に提出した事件なんですけども、次の理由により別紙のとおり訂正をしたいので、

会議規則第18条の規定により請求をさせていただきました。

件名が、議案第41号、令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）でございます。

理由といたしましては、第2表の繰越明許費補正——これ6ページだったんですけども——につきまして、本来、項番号及び名称で記入すべきところを目番号及び名称で記入したことから、以下のとおり訂正をお願いいたします。

下のところがその別紙になるわけなんですけども、まず訂正前なんですけど、下線が引いてある部分です。

第7款土木費の次の項のところですね。「1. 住宅管理費」と書かれてますが、こちらを下の訂正後、7款土木費の「7. 住宅費」に訂正をさせていただきたいと思います。

誠に申し訳ございませんでした。

○世古安秀委員長 財政課長の説明は以上です。

この度の議案の訂正は、議決後に判明した軽微な誤りであり、議員の議決態度に影響しないものであることから、ただいま財政課長から説明のありましたとおり委員の皆様から承認を得るものとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○世古安秀委員長 ご異議なしと認めます。

よって、財政課長の説明のとおり、議案第41号の訂正を承認いたします。

それでは、財政課長は退席をお願いします。

暫時休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時37分 再開）

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き議会運営委員会を再開いたします。

協議事項3、鳥羽市議会ハラスメント防止条例の策定についてに入ります。

まず、私から説明を申し上げます。

ハラスメント行為が社会問題となる中、鳥羽市議会としても真摯に向き合うべき課題であると認識しております。昨年度、議会運営委員会において先行自治体への行政視察を行い、条例制定に至る経緯や運用上の考え方について調査を行いました。

議会は、市民の負託を受けた議員が自由闊達に議論を行う場であります。その大前提として、互いの人格と立場を尊重し合う姿勢が不可欠であります。議会として、市民から信頼される環境を整えていくためにも、ハラスメント防止に向けたルールづくりが必要であります。

今後はそうした視察内容や他自治体の事例も参考にしながら、鳥羽市議会としてふさわしい条例のあり方について、議会運営委員会において協議を進めて参りたいと考えております。

このことについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○世古安秀委員長 ご異議なしと認めます。

よって今後、議会運営委員会において、鳥羽市議会ハラスメント防止条例の策定についての協議を進めていくことに決定いたしました。

続いて、本条例の検討にあたっては、議員一人一人がハラスメントとは何かを深く理解し、忌憚のない意見を出し合う場が必要です。

そこで、今後の検討は非公開での議会運営委員会の勉強会という形で進めていきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○世古安秀委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、今後そのように検討を進めて参ります。

なお、鳥羽市議会ハラスメント防止条例の策定については、ある程度案がまとまってきた段階で議会運営委員会において進捗報告を行いたいと考えておりますので、皆様ご承知おきください。

ここで副委員長より一言、ハラスメント条例についてのコメントをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

副委員長。

○坂倉広子副委員長 ありがとうございます。

今回、委員長のほうから説明がありましたように、なかなかこのハラスメント、いわゆるカスハラ等々、社会的な言葉が耳なれてきたように思います。

国の法律では、とても守りきれない身近な被害を防ぎ、地域に働く人と暮らしを守るためと考えます。

時代の変化とともに、ハラスメントの形も多様化してきています。個人の問題にせず、地域や組織全体で絶対に許さないという姿勢を明文化することが、今まさに求められていると思います。

誰もが理不尽な思いをせず、安心して過ごせる環境づくりのため、ぜひ、今回ハラスメント防止条例の意識を高めていくために議運の委員長を中心にそして議運の委員の皆様とともに、策定をさせていただきたい、このように思っております。

以上です。

○世古安秀委員長 ありがとうございます。

ご協議いただくことは以上ですが、他に何かございませんか。

（「議長よかったですか」の声あり）

（「もう勉強会でいいんと違う」の声あり）

○世古安秀委員長 それではありませんので、これをもって議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時42分 散会）

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和8年5月29日

議会運営委員長 世 古 安 秀